## 令和4年度

南三陸町議会会議録

8月第2回会議 8月19日 開 会 8月19日 散 会

南三陸町議会

# 令和4年8月19日(火曜日)

令和4年度南三陸町議会8月第2回会議 会議録

#### 令和4年度南三陸町議会8月第2回会議会議録第1号

## 令和4年8月19日(金曜日)

## 応招議員(13名)

1番 伊藤 俊君 2番 阿部 司君

3番 髙橋尚勝君 4番 須藤清孝君

5番 佐藤雄一君 6番 後藤伸太郎君

7番 佐藤正明君 8番 及川幸子君

9番 村岡賢一君 10番 今野雄紀君

11番 三浦清人君 12番 菅原辰雄君

13番 星 喜美男 君

## 出席議員(13名)

1番 伊藤 俊君 2番 阿部 司君

3番 髙橋尚勝君 4番 須藤清孝君

5番 佐藤雄一君 6番 後藤伸太郎君

7番 佐藤正明君 8番 及川幸子君

9番 村岡賢一君 10番 今野雄紀君

11番 三浦清人君 12番 菅原辰雄君

13番 星 喜美男 君

#### 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

## 町長部局

町 長 佐藤 仁君

副 町 長 最知明広君

総務課課長補佐兼総務法令係長 佐藤 正 行 君

企 画 課長 佐藤 宏 明 君 行 政 管 理 課 長 岩淵 武久君 保健福祉課長 髙 橋 晶子君 環境対策課長 大 森 隆市君 千 葉 啓 君 農林水産課長 商工観光課長 宮 川 舞君 建 設 課 長 及川 幸弘君 上下水道事業所長 糟 谷 克吉君

教育委員会部局

教育 長 齊 藤 明君

教育委員会事務局長 芳 賀 洋 子 君

監査委員部局

事 長 男 澤 務 局 知 樹 君

事務局職員出席者

事 男 澤 務 局 長 知 樹

主幹兼総務係長 畠 山 貴 博 兼議事調査係長

主 事 山内 舞祐

議事日程 第1号

令和4年8月19日(金曜日) 午前10時00分 開議

1 会議録署名議員の指名 第

第 2 諸般の報告

第 3 行政報告

第 4 議案第18号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)

第 5 議案第19号 令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第 6 議案第17号 和解について

第 7 議員派遣について

(第1号の追加1)

追加日程第 1 議案第17号 和解について

本日の会議に付した事件 日程第1から日程第7まで 追加日程第1

#### 午前10時00分 開議

○議長(星 喜美男君) おはようございます。

新型コロナウイルス感染者が、昨日は全国で過去最高の25万5,534人の感染が確認されました。宮城県でも、過去2番目の4,042人だそうです。本町も、非常に高い水準で続いております。皆さんで感染対策をしっかりと行っていただきたいと思います。速やかに会議を終わらせることができますよう、よろしく御協力をくださいますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年 度南三陸町議会8月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則 第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(星 喜美男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 諸般の報告

○議長(星 喜美男君) 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第3 行政報告

- ○議長(星 喜美男君) 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) おはようございます。

令和4年度南三陸町議会8月第2回会議の開会に当たりまして、8月会議以降における行政 活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の急拡大について御報告を申し上げます。全国では、先

月初めからオミクロン変異株であるBA. 5系統の感染者が急速に拡大し、県内におきましても1日の感染者数が3,000人を超える日があるなど、いわゆる第7波今もなお続いております。

本町では、今月17日現在で325名の感染者が確認され、このうち先月の感染者が75名、今月は既に170名の感染者が確認されております。御承知のように、昨日も16人の感染者がカウントされているところであります。町内における感染拡大に歯止めがかからない状況にあります。このような状況を受けまして、先月28日には新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し感染防止対策等の情報共有を行い、また町民事業者に対し感染対策のさらなる徹底を呼びかけてきたところであります。

一方、県におきましては今月5日にみやぎBA. 5対策強化宣言を発令し、医療機関等の負担軽減、若い世代への3回目接種の推奨や基本的な感染対策の再徹底に取り組んでおります。 今後につきましては、これ以上感染を拡大させないためにも、家庭や職域での適切な感染対

策を実施していただくよう、町民皆様への周知等を継続してまいりたいと思います。

次に、職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。

令和4年度になり、職員による不適正な事務事案が確認されたため、南三陸町職員分限懲戒審査会へ諮問し答申を受けた結果、本年8月9日付けで3名の職員に地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いました。今後については、多様化する住民ニーズに組織としてしっかりと対応し、町民皆様からの信頼に応えられるよう公務員倫理や服務規律の確保といった職員一人一人が遵守すべきモラルの徹底を図り、管理職も含めた職員の意識改革を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特に疑義があればこれ を許可します。今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) おはようございます。お聞きしたいと思います。

ただいま町長報告あった職員の懲戒処分についてなんですけれども、今回3名の方が懲戒になったということなんですが、そこでお聞きしたいのは令和4年度になりこういった事案が発覚したわけなんですけれども、発覚するときはどういった状況の中で確認したのか。その点、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 総務課長補佐。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) おはようございます。

それでは、私のほうから3件の事案に関する発覚の経緯ということで御説明をさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) そういった事案の細かい内容じゃなくて、その発覚した時点というんですか、どういった状況の中で発見したのか。聞き方をあれすると、例えば普通の一般企業みたいに内部告発というんですか、そういったやつがあって発覚したのか。それとも、引き継いだ職員が事務を進めていく上で不自然な部分があったとか、そういった部分でのお答えをいただければと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 総務課長補佐。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) 端的に申し上げますと、担当者が代わって発 覚したと、事務を進める上で発覚したということになります。
- ○議長(星 喜美男君) ほかに。三浦清人君。
- ○11番(三浦清人君) どんなことして懲戒処分になったの。内容がさっぱり説明ないっちゃ。
- ○議長(星 喜美男君) 総務課長補佐。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) それでは、8月9日に公表いたしました3件 の処分に関する事案について御説明をさせていただきます。

まず1つ目が、町の補助金交付に係る事務処理遅延事案ということでございまして、こちらにつきましては令和2年度に実施いたしました新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金について必要な事務手続の一切を怠り、翌年度に事務手続の全てを遡及して処理する結果を招いたということでございまして、法令に準拠したとはいえない文書事務処理を行うこととなったものでございます。

2つ目でございます。こちらにつきましては、下水道事業に係る令和3年度消費税私費立替納付事案でございます。こちらにつきましては、下水道事業に係る令和3年度の消費税、こちらは中間納付になります。これが、令和4年3月に予算額不足により支払いができないと担当者が判断をし、上司に報告することのないまま私費による公金の立替え払いを行った上、体調不良によりまして年次有給休暇を全て消化した後、6月に7日と4時間45分にわたり欠勤を重ねたというものでございます。

3つ目でございます。こちらにつきましては、公務災害認定等未請求事案でございます。平成31年度から令和3年度にかけまして被災職員、けがをした職員でございますけれども、被災職員から公務災害に係る書類の提出を受けながらこれを放置し、当該職員の受診した医療

機関等に対しまして多額の未処理金を発生させた上、書類の紛失それから上司への虚偽報告 を行うなど、必要な事務処理を怠ったという事案、以上3件でございます。

- ○11番(三浦清人君) あと、懲戒の内容。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) 懲戒処分の内容でございますけれども、1件目の町補助金の事務処理遅延事案につきましては係長級の職員、50代男性ですけれども、こちらの職員を戒告。それから、監督責任ということで50代の課長級職員を文書注意としております。

2件目の消費税の私費立替納付事案につきましては、50代男性課長補佐級の職員を戒告、それから50代男性課長級、及び60代男性課長補佐級の職員を文書注意、併せて40代男性の課長補佐級の職員を口頭注意としております。

最後に、3点目の公務災害認定等未請求事案につきましては、50代男性の課長補佐級職員を減給10分の1・1月という処分にしております。併せて、監督責任ということで60代男性課長級、及び60代男性課長補佐級を文書注意、40代男性課長級の職員を口頭注意ということで処分をしております。

以上です。

- ○議長(星 喜美男君) 三浦清人君。
- ○11番(三浦清人君) こういう問題、いつになったら収まりますか、町長、副町長。「またもか」「またもか」と。

それで、この3件が同時に発覚したの。発表は同時なんだけれども、何で分けないで一括で発表したの。懲戒審査会は何か月に1回とか、しょっちゅう開けないとか、そういう理由があるのかどうかね。「またも」「またも」「またも」よりも、3つまとめると「またも」と1回済むんだな。そのためにまとめたのか。いや、そう言われるのはしようがないんだ、町民がそう言っているんだから。いつになったら収まるの。

まあ、これは総務課長補佐から聞くのも気の毒なんでね。町長、あと副町長、あんたたちの 責任なじょするの。今日あたりそこの椅子の座り心地悪いと思うんだけれどもね、普通のま ともな気持ちで座っているんでないと思っていますよ、私は。どうです、いつ終わるの。

- ○議長(星 喜美男君) 最知副町長。
- ○副町長(最知明弘君) 今回の事務の不祥事については、監督者として非常に責任を痛感して おります。「いつ終わるか」というような話をされたんですが、前回もお話をしましたが職員 一人一人、いわゆるヒューマンのエラーの部分が非常に多いので、これが完全になくなると

いうことは非常に難しいと思います。

ただ、今年度に入って、本町におきましては行政管理課をそのために設置して、行政事務の チェック機能を強化したというようなことでございますので、ある意味早めに発見ができた というようなことで、今回懲戒処分というようなことで3人の職員について処分を行ったと いうようなことでございます。

今後につきましても、ミスを全て防ぐというのは非常に困難でありますので、小さいうちに 摘むことを目的として、職員からの相談窓口としてヘルプラインというようなことで6月24 日に設置をしております。いわゆる事案そのものを、早いうちに芽を摘むといったことで、 職員一人一人が気づいた時点でそのヘルプラインに連絡をすると。要は、その窓口が行政管 理課になるわけですけれども。行政管理課の職員そのものは分かった時点で早めに芽を摘む というような作業をしておりますので、なるべく事が大きくならないうちに早く処理をした いと、そういうふうに考えております。

今後についても、先ほど町長が行政報告の際に申しましたが、職員一人一人がもう一度全体 の奉仕者として意識を高揚させて、こういったことが2度と起こらないようにみんなで努力 してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 総務課長補佐。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) 発覚の時期についてでございますが、順に申し上げますと補助金の事務処理事案につきましては昨年度中に把握をして、分限審査会のほうにも「こういう事案がある」ということは御報告をさせていただいておりました。あわせまして財政援助団体監査での指摘がございましたので、改めて詳細を調査してこの結果を最終的に報告したのが6月という時期でございました。

2つ目、下水道の私費立替納付事案につきましては、発覚したのが6月ということでございます。

3つ目の公務災害の事案につきましては、4月の中旬に発覚をいたしまして、関係医療機関等に全て出向いて御説明・おわびを申し上げながら、全体像を把握いたしましてその処理方針が固まったというのが6月ということでございまして、結果として全て出そろったのが6月ということでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 三浦清人君。
- ○11番(三浦清人君) それぞれ3件とも、発覚した時期が違っているんですよね。でも発表は 8月になってからということで、それまでなぜ早くそういう大事なことを、前にも議会もあ

ったんだよね、8月の初め。何でそのとき、もう既にそのときは分かっていたんだすべ。何でそのときに言わないで、今さら報告するの。隠そうと思ったの。そういうことしか考えられないんだな。言いたくないのは分かるんだけれどもね。だってこういうことというのは、やっぱり町民にそのままのことを報告してさ、そして「二度としません」、二度とでないな、これ3度とか4度とか今までも何回もやっているんだ。そのたんびに厳重注意をしたり、課長たちを集めて訓示をしたりとかというような話を聞くんだけれども、何の効果もないんだ、結果的にね。何が原因なんだべね、せっかくそうやってやっているのなら。

それから内容を聞きますと、2件目のこの下水道の自費の立替え、予算額不足というようなお話でしたけれども、こんなのあり得ますか、予算額不足なんて。何かどこかから、予備費か何かこれは流用とか何かできないんだべか。あるいは、担当者が課長補佐でしょう、その上には課長いるわけだ。相談とか何とかできないような環境だったのかどうか、そこが一番問題だと思うんですよ。それを副町長、あなた一番の責任者なんだけれども、そういうのは分からなかったんですか。

問題は環境ですよ。職員が常時自分の課の上司に相談できなくて、行政管理課に職員の相談窓口を設置する。その前に、上司さ相談しなきゃないっちゃ。「上司にさっぱり聞いてもらえないんだや」とか「話しても分かんないんだや」というときは、行政管理課の窓口さ駆け込むことできるけれども、その前には直属の上司に相談しなきゃない。「こういうわけで予算ないです。どうしたらいいでしょう」と。そのときに課長なに怒ったの、「駄目だ、駄目だ」って。そういう内容でないかと思って、こっちは推測できるわけですよ。

だから、各課の何でも話し合える環境づくりだ、要は相談。誰あんた自分のポケットマネーから、金額は分かんないけれども大きいんでしょう、消費税だから。大変ですよ。だから、そういう環境づくりが大事なことでないかなと思って、まずもってその辺を改革してかなきゃ駄目なんじゃないですか、管理者として。いかがでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 最知副町長。
- ○副町長(最知明弘君) まず時系列的なことをちょっと申しますと、先ほど言いましたように 6月で事案が大体確定しましたので、懲戒処分の審査委員会に諮問されたのが 6月の末でご ざいました。審査委員会そのものは7月1日に行っております。当該のいわゆる処分を受け た職員に、いわゆる異議の申立てをする期間というものがありますので、それが終わらない と処分自体を発行できないというようなことになりますので、前回の8月第1回目の会議までにはちょうどその期間内であったというようなことでございますので、発表は今回になっ

たというようなことで御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目のいわゆる消費税の関係なんですが、中間納付というような形であって、 実際予算が足りなくても先ほど言いましたように予備費あるいはそれ以外の手法もあったの ですが、多分職員はその段階で責任を感じて自分で何とか処理をしようというようなことで、 自費の立替えをしてしまったというような状況だったと推察されます。課内でその状況をみ んなで把握していれば特に問題はなかったんですが、残念ながら担当の職員はその納付書を そのまま自分でしまってしまったといいますか、そういうような状況になってしまったとい うようなことでございます。

その後にその当時の所長も含めて、それから現在の課長も含めて文書の厳重注意というようなことで注意をしておりますので、課内でのそういう雰囲気づくりといいますか、上下関係につきましてはやはり改善が必要なんだろうなというなことで我々も認識しておりますし、多分職員全員もそういうような思いでいると思いますので、今後はなお注意をしてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(星 喜美男君) ほかに。及川幸子君。
- ○8番(及川幸子君) おはようございます。私からは、1点お伺いします。

懲戒審査会、7月1日に諮問して答申を受けた結果が出てきたということが書かれていますけれども、その報告書が出ていると思うんですけれども、結果の報告書。それらを文章でコピーして、皆さんにお配りしていただきたいと思うので、議長にこれはお願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

- ○議長(星 喜美男君) それでは、再開いたします。 じゃあ及川議員、それでよろしいですか。
- ○8番(及川幸子君) はい。
- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

日程第4 議案第18号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)

- ○議長(星 喜美男君) 日程第4、議案第18号令和4年度南三陸町一般会計補正予算(第3号) を議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました、議案第18号令和4年度南三陸町一般会計補正 予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行う事業等に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長補佐。
- ○総務課課長補佐兼総務法令係長(佐藤正行君) それでは、議案第18号令和4年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の長期化やその影響による原油価格、物価高騰対策等に係る予算の追加となっております。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億835万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億7,916万6,000円とするものです。

震災復興分と通常分の構成につきましては、補正額全てが通常分に区分されますので、これによりまして通常分が106億7,723万5,000円となりまして構成比が89.1%、震災復興分の構成比は10.9%となります。

次に、3ページ「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。ここでは、款ごとの構成比の み申し上げます。

まず、歳入14款国庫支出金12.5%、補正されなかった款項に係る額87.5%でございます。

予算書4ページです。歳出2款総務費20.7%。3款民生費16.5%、5款農林水産業費7.4%、6款商工費3.0%、9款教育費10.5%、13款予備費1.4%、補正されなかった款項に係る額といたしまして40.5%となります。

次に、予算の詳細を説明させていただきますので、予算書の8ページを御覧ください。

まず、初めに歳入です。14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の8,324万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。2目民生費国庫補助金2,511万円は、令和4年度に、新たに住民税非課税世帯等になった世帯への臨時特別給付金とその関係事務費の補助金となります。

続いて、歳出でございますが、予算書9ページを御覧ください。なお、新型コロナウイルス 対応地方創生臨時交付金関連事業については、議案関係参考資料8ページからその事業概要 等を記載しておりますので、予算書とともに併せて御確認のほうをお願いいたします。

それでは、予算書の9ページ2款1項6目企画費補正額6,601万円は、参考資料8ページの 1番の事業となります。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化・原油価格・物価高騰な どの現状下において住民の生活支援、それから町内事業者の支援を目的といたしまして1人 当たり5,000円の生活支援応援券を配布するものであります。

次に10ページにまたがりますが、3款1項1目社会福祉総務費補正額2,377万8,000円の追加は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に要する予算となります。先ほど歳入でも御説明を申し上げましたとおり、令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯、それから新型コロナウイルスの影響による家計急変世帯など、1世帯当たり10万円を給付するもので、230世帯を見込んでおります。

次に、10ページでございます。7目介護保険費補正額1,089万円の追加は、参考資料8ページ2番の事業となります。原油価格の高騰、それから新型コロナ感染症の影響が長期化するという現状下に鑑みまして、町内介護保険事業所の燃料費・電気・ガス料金の一部を補助するものでございます。

3款民生費2項1目児童福祉総務費の18節70万円の追加補正は、参考資料3番の事業となります。こちらにつきましては、保育施設における保護者の経済的負担の軽減を図るということを目的に、賄い材料費の上昇分を補助するといった事業になります。

同じく、19節になります。扶助費1,500万円につきましては、資料4番の事業となります。 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るということを目的にいたしまして、児童1人当たり1 万円を支給するといったものでございまして、その対象といたしましては1,500人を見込んでいるということでございます。

次に、予算書11ページになります。 5 款 3 項 2 目水産業振興費補正額3,960万円の追加は、 参考資料 9 ページ 5 番の事業となります。こちらにつきましては、高騰している燃料費につ きまして 5 トン未満の漁船で操業している漁業者に対しまして支援を行うといったものでご ざいます。

6款1項2目商工振興費964万5,000円の追加は、参考資料9ページ6番の事業でございます。 こちらにつきましては、ポストコロナを見据えた新分野への展開、業態転換を目指す事業者 等を支援するために、国の補助事業に採択された事業者への上乗せ補助をするものでござい まして、6事業者を見込んでおります。

9款教育費5項4目学校給食費550万円の追加は、参考資料7番の事業でございます。物価 高騰に直面している学校給食に関しまして、保護者の経済的負担軽減を目的といたしまして 賄い材料費を増額補正するものでございます。

最後に、13款予備費は財源調整の補正でございます。

以上、予算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。6番後藤伸太郎君。
- ○5番(後藤伸太郎君) 何点か、3点になるかなと思いますが、お伺いします。

ページ数10ページー番上に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金があります。令和4年度に新たに非課税世帯になったというか、なる見込みというふうに考えたらいいんですかね。なる家庭への給付金ということでありますが、確認したいのは令和3年度も非課税でした。令和4年度も非課税ですという方は、引き続き給付金が。違うのか、令和3年度で受け取った方は、令和4年度は受け取れないという制度だったか、引き続き昨年度も今年度も受け取れますよというものだったかの確認を1つしたいのと。

もう1つ、家計急変世帯。コロナの影響で収入が激減してしまって、非課税世帯ではないけれども非課税世帯と同水準の収入所得しかないという世帯に対しては、この補助金が受けられるという内容だったかと思っているんですが、それについては町民の側から申請しなければいけないということになっていると思うんですね。それの基準は、ホームページを見ると配偶者と子供2人の世帯だったら大体200数万円の収入だと該当するんじゃないですかみたいな、ある程度のモデルケースがホームページに出ているんですけれどもそれの申請期限と、PRというか収入減った世帯については「どうぞ申請してください、どんどん」、どんどんというのも変ですけれども、「該当するんじゃないかと思う方は、どんどんどんじん問合せしてください」というふうにPRしていいものなのかどうか、その辺りをちょっとお伺いしたいんですね。

要は、知らずに受け取れなかったという方がいないほうがいいわけで、ただそこには一定の

条件があることですから、どのようにPRしていくのか。PRしていっていいのかということを確認したいというのが1つ目です。

それから2つ目は、子育て世帯の応援給付金は現金ということでよろしいかの確認が2つ目。 それと、生活支援応援券事業、ページ数でいうとどこかにあったと思いますけれども、使えるお店・使えるところというのは商工会連合会でいいのかどうか、確認したいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 暑い方は、脱衣を許可します。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 後藤議員の御質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯の臨時特別給付金についてですが、現在の予定では9月上旬に確認書のほうを送付させていただきまして、11月末まで受付予定というような状況にしております。

それから家計急変世帯については、申請を基本とさせていただいておりますので、PR等はこれからになりますので、積極的にPRをしていきたいと思います。それから、令和3年度に給付金を受け取っている方については今回は対象外になっておりまして、6月1日付けで基準日としておりまして、新たに非課税世帯に該当された方ということになっております。

それから、令和3年度中にまだ給付金を受け取ってない方についても、現在お声がけをしながら、確認書が返送されないとこちらでも給付金を支給できませんので、そちらのほう電話等をかけながら呼びかけを行っているところであります。

それから、子育て世帯応援給付金につきましては同じく確認書を送付させていただき、口座の変更がないかどうかを確認させていただき、こちらからプッシュ型というような形で対応させていただきたいと考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) それでは、予算書9ページ企画費にございます。新型コロナウイル ス対応生活支援応援券、参考資料ですと8ページの1番の事業ということになります。

今回は、世帯が対象ではなくてお一人当たりということで、5,000円の商品券を配布したいという予算を計上させていただきました。かつ、その5,000円の内容につきましては区分を設けたいというふうに現在考えてございまして、具体的には5,000円のうち3,000円につきましては従来どおり町の商店会連合会で使える限定の商品券、2,000円につきましては応募いたしましてどこでも町内であれば使えるという区分をしたいというふうに考えてございまして、都合合わせましてお一人当たり5,000円という商品券を配布したいというふうに考えてございます。

- ○議長(星 喜美男君) 後藤伸太郎君。
- ○5番(後藤伸太郎君) 非課税世帯の特別給付金ですけれども、先ほどその中で周知をどうす るかとごちゃごちゃ言ったのは、一方で不正受給する不届き者がおるということが全国的に ニュースになったりしていて、なので「駄目元で」と言ったらいいんですかね、該当するか どうか分からないけれども、「とにかく相談する」という方法を勧めるのがいいのか、そうで はなくて町側で「あなた該当ですから、あなたは申請してください」というふうに言ったほ うがいいのか、その辺りの判断というのがもしかしたらあるのかなと思って聞いたわけです。 けれども、基本的には「申請を待つ」ということですから、窓口事業は少し大変かもしれま せんが、しっかりPRをして「所得が減ってしまったよ」「しかもコロナで減った」と証明す るのは非常に難しいと思うんですね。何かどの基準を読んでも、明確な決まりがどうもない みたいなので、1件1件ケース・バイ・ケースの対応ということになりそうで非常に大変だ なと思いますが、本当はもらえなかった、本当はもらうべきでない人にそういった交付金が 使われることのないようにも含めて対応しなければいけないということで、非常に煩雑にな ると思いますが、そこをしっかり線引きしてやってほしいなというふうに思いますので、よ ろしくお願いしたいということです。先ほど質疑した意図としてはそこがありますので、そ こについてもお考えがあれば伺いたいと思います。

子育て応援券について分かりましたので、応援券ですね、区分を設けると。確認しますが、 そうすると各世帯に、例えば4人世帯だったら4人掛ける5,000円ですから2万円分が2種類 届くというふうにイメージしていっていいですかね。6割で1万2,000円分は商店会連合会で しか使えないというか、そこで使っていただくもの。それ以外も、今後の募集ですけれども 使えるものは8,000円分別々に届くという、別々というか一緒に届くんでしょうけれども、2 種類の券が届くというふうに認識してよろしいでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) じゃあ、すみません。 2点目のほうから、私のほうから答弁をさせていただきます。

共通券につきましてはお一人5,000円ということなりますので、その5,000円の中に例えばなんですけれどもA券・B券みたいなものがつづられて、一つづりというものが人数分届くということを想定している状況になります。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。保健福祉課長。

- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) すみません、失礼いたしました。できるだけこの交付金が正し く使えるように、こちらでも検討しながら進めてまいりたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。11番三浦清人君。
- ○11番(三浦清人君) 船の補助金ですね、燃料費ですか。当初、6月に一応出すという話を聞いておったんですが、何で8月になったのか。遅れた理由ですね、それが1つと。

それから対象になる時期、要するにいつから補助対象になるのか。4月からなのか、この議会の議決が終わってなるのか、その辺のところ。

それから支給をする時期、いつ頃支給されるのか。しっかりした金額が決定になった段階なのか、あるいは見込みで出すのか。その辺のところをお聞かせください。

それから、もう1つ商品券なんですが、今回出す目的というのは個人の消費というか、生活 困窮・コロナのためになったための補助金なのかなと思っているんですが、そうなったら、 最初からその5,000円を自由にどこでも使えるようなやり方が考えられなかったのかなと。事 業者のための補助じゃなくて、これはやっぱ個人のための補助だと思うんだよね。住民の方、 前回も加入したところでないと駄目だとか、その前でしたかね、どこでもいいということで 行ったり来たりじゃないけれども、そっちやったりこっちやったりというかね。

それで、住民の方は早いんです、情報がね。もう「1人5,000円出るんだってね、商品券が」と聞かれたんです。「いやいや、分かんないや」と。住民のほうが早い、情報が。「今度はどこで使ってもいいんだべね」「そういう券だべね」と。券というか、「商品券なんだべな」ということを言われているんです。今聞いたら、3,0000円は決まったところだと。あとは、2,000円が自由だと。何でそんな分けたの、分けた理由ですね。町民が納得できるような説明をしてください。

- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 御質問ありました時期が遅れた理由というところでございますけれども、前回の補正予算の際に説明したと思っておったんですけれども、前回の議会の際にはこういった新型コロナウイルスの交付金の額の決定がされておりませんでしたので、ましてや5トン以下の部分の補助金を算定するに当たって金額も大きくなるというふうなところが分かっておりましたので、今回歳入で上程になっております地方創生の臨時交付金、これの交付を待ってより大きな補助金の中で支出をするということで、今回の補正予算の時期になったというところでございます。

いつからというところでございますけれども、今回の扶助費による給付金でございますけれ

ども、これの算定が市場水揚金額によって支出するというふうなことでございます。具体には、令和3年度の市場水揚共販も含めた金額が100万円未満は1万円、100万円から300万円までが5万円、300万円から500万円までが7万円、500万以上が10万円ということで、今回正組合員396名を対象として支出するというところでございますので、支給時期ともかぶりますけれども今回議決を得ましたらば漁業者には申請していただいて、漁協を通じてになりますけれども、できるだけ早く支出ができるような状況にしたいというところでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 商品券の分について、答弁をさせていただきます。

今回の商品券につきましても、趣旨につきましては原油価格の高騰ですとか物価の高騰による地域経済への支援がメインということになりますので、これまでと同様に商品券による対応とさせていただいているところでございます。

現時点でも、令和3年度に予算を可決いただきました事業を継続して、地元商店会への応援 券というのが9月末まで使えるという状況になってございますので、今回この予算をお認め いただければそれ以降につきましても継続的な支援ができるものというふうに考えて、今回 提案をさせていただいたというところでございます。

なお、その中でもやはり議員おっしゃるとおり、生活の支援として「どこでも使えたらいいのにな」という声もあるのは当然こちらも承知してございますので、そういったニーズにもお応えするべく今回は商品券の区分を二つの区分に分けさせていただいて、地域の商店会をきちんと支援をするという部分と、住民の皆さんのニーズにもきちんと対応したいという仕組みを今回提案させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 三浦清人君。
- ○11番(三浦清人君) 水揚げの関係も、これから調べるんですか。水揚げ、前に調べてありますよね。令和3年度、あれは令和2年か、調べてあるのは。市場に水揚げした実績に基づいての交付という形、令和3年度はまだ調べていないと。これから急いで調べて、1日でも早く出してもらえるようにお願いします。

それから課長、理屈分かりました。3,000円と2,000円、2,000円と3,000円になしてできなかったの。個人が、どこでもいいように3,000円、商店街が2,000円になぜできなかったのか、理由を。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 数字的なものもありますと、お配りする金額の6割は地元の商店会

が使えるような内容、それから4割が応募によってどこでも使えるようになるというふうな 想定をしているというところでございまして、先ほど申しましたとおり今回も趣旨の中心は 町内事業者の支援にあるということでございますので、まずは現在進行形のものが継続され るということを想定して、地域経済の後押しを図りたいということで、6割は従来どおり地 域の商店会で利用できるものというふうな決め方をさせていただいたということでございま すので、御理解いただければと思います。

- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。8番及川幸子君。
- ○8番(及川幸子君) 8番及川です。

何点かお伺いしますけれども、まずもって前議員がお伺いしました商品券の件ですけれども、 やはり町民の皆さんからは、「どこでも使える券のほうが、自分たち町民にはいいんだ」とい うことを申されています。町内が他県・他町に行って、他市に行って使うわけでないので、 ここの町内の事業者の下で買物をすることになっていますので、そこはやはり町民のニーズ を拾い上げていただけたらということを私からも申し添えておきたいと思います。

それから、介護保険事業者への支援ありますけれども、これはどのような内容なのかお伺いします。そして、こういうものもやはり前議員が申し上げたとおり、早いんですね。我々議会よりも町民のほうが早くて、「我々と何も聞いていない」というような、そういう思いがあります。ですから、やはり事前にこういうものを報道機関に流す前に我々に一報していただくと、我々も町民に対して「こうなんだ」「ああなんだ」という説明ができると思いますので、その辺今後気をつけていただきたいと思います。

その件と、それから4番の子育て世帯の支援ということで、1万円の現金給付があります。 これは、やはり券でなくて現金給付なので、子育て世帯の人たちは非常にありがたいと思われると思うので、この辺はそれで進めていっていただきたいと思います。

介護施設の関係なんですけれども一律なのか、もう少し具体的内容をお伺いしたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 1点目の商品券につきましては、まさに議員御質問のそういうお声をできるだけ制度の範囲の中で対応を図っていきたいということで、今回2,000円となる部分につきましては町内にある店舗で応募いただいて使えるようにしたいという内容でございますので、御理解をいただければというふうに思います。
- ○議長(星 喜美男君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(髙橋晶子君) ただいまの介護保険事業所に対する支援について御説明いたします。

町内には、介護保険事業施設と申しましても入所施設であったり通所施設であったり、いろいろな事業所があることは御存じと思います。特に、ここ4月から4・5・6月と3か月なんですけれども、燃料費等の確認を各施設にさせていただいたところ、やはり24時間対応をしている長期入所の施設が、非常に1か月で68万円とか70万円近くの増額になっているということもありました。

ただ、あとは通所系につきましても1万円ぐらいの増額というようなところで、なかなか施設ごとに規模もあとは複合しているサービスもいろいろ異なるので、ある程度長期入所の施設と、それからグループホーム的な施設と、それから訪問系の事業所と整理をさせていただきながら、金額を決定させていただきました。それで長期入所の施設に関しては、20万円を上限として、20万円を4施設で11か月ということで、その差額分の一部補助という形にはなりますが、給付を考えております。

それからグループホームについては3万円、1か月3万円ですね。それから、小規模多機能型の居宅も3万円、在宅サービスについては1万円ということで、7事業所を予定しているところです。

○議長(星 喜美男君) 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(星 喜美男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の質疑を続行いたします。及川幸子君。

○8番(及川幸子君) それでは、先ほどの介護保険事業者への支援ということで途中だったもので、御答弁によりますと町内の7事業所、ちょっと私も耳が聞こえづらかったんで、7事業所ということで受け止めてよろしいでしょうか。

その中で、長期施設が4か所町内にはあります。長期施設の場合20万円の11か月と聞きました。グループホームが3万円ということで、3万円掛ける11か月なのか、月数がどうなるのか。3万円で終わってしまうのか、在宅が1万円ということなんですけれども、このグループホームには各施設のグループホームもあるわけですけれども、障害者用のグループホームもあるわけですけれども、でまるかどうか。

その辺、再度確認させていただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 私のちょっと説明不足もございましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。

支給条件といたしましては、対象期間内の電気・ガス・燃料費について令和3年度における同月の料金と比較し、これから述べる基準以上に負担が増加している月に支給するということで、特別養護老人ホームは令和3年度の同月と比較して10万円以上の負担増となっている場合、上限を20万円といたします。グループホーム・小規模多機能型については、同じく令和3年度の同月と比較して3万円以上の負担増となっている場合に、ワンユニット当たり3万円としています。それから在宅サービスにつきましては、通所介護・訪問介護それからケアマネの事業所がございますが、そちらについては同じく令和3年度の同月と比較して1万以上の負担増となっている場合、1万円というふうに現在考えております。

施設数につきましては、長期入所が4施設、それからグループホームが3ユニット、小規模 多機能型が1事業所、それから在宅サービスについては7事業所になっております。一応今 回は介護保険事業所ということで考えておりまして、障害者のグループホームについては今 回は対象外ですが、今後一応その施設の動向等もお伺いしながら検討させていただきたいと 考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 及川幸子君。
- ○8番(及川幸子君) 今の内容で理解しましたけれども、やはり長期施設の場合は24時間稼働しているものですから、その辺は町内の4つの施設が該当になるものと見込んでいます。私的には見込まれますけれども、実績はその辺どうなのか、4施設全てが該当となるかと思われますけれども、その辺の確認を再度お願いします。

それから障害者施設、歌津にも障害者用のグループホームがあるわけですけれども、やはり 障害者の人たちも生活していく上で仕事がない割には、やっぱりコロナ禍で出ていかれない。 そうすると中での生活が多くなるわけですので、その辺の対応も今後補助の対象にしていた だけますように取り計らい、お願いしたいんですけれども。その辺、いかがなものでしょう か。

- ○議長(星 喜美男君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 申し訳ありません。ちょっと1点目の御質問が私分かりにくかったので、大変申し訳ないんですがもう一度お願いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 及川幸子君。
- ○8番(及川幸子君) 長期の4施設、そこには4施設が全て該当になるのか。その補助、コロナの対策としてこの事業が該当になるのか、それが1点と。

それから、今後障害者の検討をしていくということなんですけれども、障害者のグループホームそれらもコロナ禍で大変だと思うので、そういうところを救済していく考えをお示しいただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 大変申し訳ありませんでした。全て該当するかどうかというのは、やはり前年度との比較という形になりますので、現時点で保健福祉課のほうで押さえている数字の中では該当してくるかと思いますが、あくまでも前年度同月との比較というような形で考えておりますので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

あとは障害者施設につきましては、やはりどうしてもループホーム自体が額として非常に上がってこないんです。前年度の差額という部分では上がってきていない現状にありますので、 この後いろいろ状況を調査しながら、前向きに検討させていただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。12番菅原辰雄君。
- ○12番(菅原辰雄君) 私のほうからは、1点だけお伺いいたします。

私は、以前にも燃料高騰対策として肥育牛に対する支援も必要ではないのかということをお 伺いいたしました。当時「こういう制度がないので」ということで答弁をいただいておりま したが、今回この10項目でしたがこれに対して多分入っているものだなと思ったのに入って いなかったんですけれども、その辺の対応とかどうなっていますか。

と同時に、配合飼料高騰対策に対する肉用牛生産者支援についての要望書も出ておりますけれども、これらの対応についてどのようにお考えかお伺いします。

- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) お答えいたします。

農業者の肥料・飼料・燃料等の高騰対策につきましては、現在国のほうで緊急対策を行う予定となっているということで、今月末か来月に県を通じて説明会が開催される予定となっております。その内容について精査して、町ではそれに対する上乗せ補助というふうなことを現在考えているというところでございます。

今お話あったように、管内の農協のほうからも要望書が提出されておりますけれども、管内 網羅する農協でございますので、気仙沼市と歩調を合わせながらというふうなことになりま す。したがいまして、予算計上の時期につきましては次回12月補正になるのかなというふうに考えているところでございますけれども、いずれにしても遡及施行をするような形で農家の負担を極力減らすような形で対応していきたいというふうに考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 菅原辰雄君。
- ○12番(菅原辰雄君) それらについては分かりました。町独自ではなかなかできる相談じゃないので、国のほうの指針がないとなかなか動けないというのは重々承知しております。それは12月になるかというお話ですけれども、できるだけ速やかにそういう対応をしていただきたいと思います。

またあわせて、以前町内産子牛購入者に対しての助成がありました。これも一過性だったので、農家の方々からは「ぜひ、あの制度もかなり役立ったので、継続をお願いしたい」という声が届いております。小牛田産の市場に出ている子牛、県内各地から出ていますけれども、それぞれの自治体によろうかと思いますけれども、市・町独自でそういう対応をしている自治体もあるようでございますので、その辺はアンテナを高くして、そういう農家さんが大変な状況でありますことから、いろいろなことを状況を鑑みて対応していっていただきたいと思いますけれども、現段階でどのような考えを持っていますか、お伺いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 議員のほうからお話あったように、なかなか町単費でというふうな部分に関しては、非常に金額が大きくなるので難しいところでございますけれども、前回行いました子牛の助成に関しましては町独自ということで行っておりますので、前回の補助事業の効果等も検証しながら今回そういった生産資材の高騰というふうなところもございますので、併せて検討させていただければというふうに思っております。
- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。4番須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 2点ぐらいになると思います。

まずは生活支援応援券ですけれども、ちょっと私の聞き逃しだったら申し訳ないんですが、 これいつぐらいから予定されているのかというのと、それからあとは過去に実施されたこう いった類いの支援の商品券の利用実績というんですか、大体平均的にどれぐらいの割合で使 われているのか。その数字、もしお分かりでしたらお伺いします。

それと、これ関連になるかもしれないんですけれども、コロナ関係のお話をしているのでちょっとお伺いしたいんですが、実際罹患されて隔離生活に入られる方、今日あたりだともう200名ぐらいになるんだと思いますけれども、場合によっては1軒丸々隔離生活を送らざるを

得ないというお話もあると思います。実際どういった生活を送ってくださいとか、支援の在り方というのは保健所対応とかになるんだとは思いますが、町のほうにも「こういう場合はどうしたらいいんですかね」みたいな問合せというのは多分あると思うんです。

実際1軒丸々となってしまいますと、町でも当然そうですし県でも支援物資というのはあるとは思うんですが、それとは別で実際困るのは隔離生活が始まるとなったときから、「氷がありません」「解熱剤を持ち合わせていません」「でも、外には出れません」というような声とかもあると思うんですが、そういったときの対応「それは、保健所対応ですので」というような対応はしていないと思うので、事例があればお伺いしたいと思います

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) では、商品券の分につきまして答弁をさせていただきます。

現在予定といたしましては、予算を認めていただいた後に準備に入りますので、現時点では対象を9月1日現在で本町に住民登録のある方々とさせていただいて、そこから手続等踏みまして実際の商品券の活用ができるのは10月1日から年明けの1月31日までと、事業として精算行為がありますので、年度内に事業完了するということを考えますと10月からの4か月間になろうかなというふうに今想定をしているところでございます。

なお、これまでも幾度となくその商品券等々の対応をさせていただいておるんですが、すみません、細かい数字の実績を今持ち合わせていないんですが、おおむね予定された額はお使いをいただいているというふうに認識してございまして、現在で4月から地元商店の応援券になるんですけれども、先月ぐらいまでで大体6割ぐらいの利用をいただいているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

- ○議長(星 喜美男君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) コロナ関連での隔離生活が長引いてきたり、人数も増えてきているということで、実際保健所さんの対応がかなりいっぱいいっぱいの状態になってきておりまして、なかなか物資も届きにくいというような現状はこちらでも把握させていただいております。

一方、企画課さんと保健福祉課のほうでタイアップさせていただきながら、物資の提供ですかね。日用品、トイレットペーパーだったりティッシュペーパーであったり、それからあとは食料・飲物を提供させていただいているところです。特に議員も御存じかと思いますが、お子さんのほうの罹患が結構多かったものですから、中にはおむつが足りないであるとか、

それから離乳食がちょっとないんですというときは、保健福祉課のほうに御連絡をいただいた場合には、企画課さんのほうに御連絡をして「そういうものを物資の中に入れてください」というような情報交換をしながら、本当に県の物資提供よりは非常にきめ細やかな形で、皆さん一様というよりもその世帯で「特にこれが必要なんです」というニーズを把握しながら、提供させていただいております。

それからあとは、やはり解熱剤等につきましては医療の分野になりますので、今までも特に解熱剤が欲しいというような要望はございません。ただ、やはり解熱剤というよりも症状に対する不安であったり、多くの不安を抱えながら療養されているなという現状は把握しておりまして、例えば保育園に入所している方であれば所長さん方から御連絡を入れていただいたり、子育て支援センターのほうからいつも関わっている職員が状況を確認させていただいたりということは、できる限りのところではやらせていただいているところです。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 当課で窓口をしてございます、いわゆる自宅待機世帯への生活支援 の分について参考までに現状をお知らせさせていただきますと、8月1日に毎戸に対しまし て取組内容を改めて周知をさせていただきまして、8月17日時点におきまして延べになりま すが43世帯に対して、192人分の生活支援をさせていただいているという状況でございます。
- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 後ろのほうから。支援に関しては、各担当課協力しながら努力いただいているということは、よく分かりました。ただ、きめ細かな対応をしていただいていると今答弁いただいたので、ちょっと安心はしていますけれども、コロナが蔓延し始めた頃と今の向き合い方って大分感覚も違うと思います。現状で言ったら、町民皆さん私たちも含めて本当にみんなで協力しながらきちんとやっていくべき時期なんだと思いますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

それから応援券なんですけれども、いろいろな手続上とか施策の部分ですので準備段階があったりとかというのは理解しておりますが、たしか今月の頭ぐらいに新聞報道でなされたお話だと思います。私もこの商品券のお話は、新聞で恥ずかしながらちょっと知りました。

それから、2週間ほど多分時期的にはたっていると思います。こういった生活支援に関する 施策に関しては、こういうこと言ったらあれですけれども見込みで否決されるものではない というふうに考えますと、実際生活を応援するというのであれば1日でも早くこれを形にす ることは可能なんではないかなと私思っています。準備期間に、この2週間を充てることが できなかったのかなとちょっと疑問に思いますが、その辺の御答弁をお願いします。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) それでは、まず今回の報道の部分についての経緯からちょっと御説明をさせていただきますと、新聞報道ということでございますが、報道の元は8月上旬に町長の定例記者会見において、8月を迎えるに当たって大分町内も含めてコロナの影響が拡大してきているという状況もございましたので、本来は議員おっしゃるとおり予算のないところでどういう取組をするかというのを語るということは、なかなか難しい部分もあるんですが、そういった皆さんが不安の中にもあるということで、今回は本日の提案に向けて「そういう取組をさせていただきたい」という内容で報道させていただいたというのが出発点ということでございます。

おっしゃるとおり、できるだけ早い段階で準備段階に入れば、なお早いところからスタートできるんじゃないかというのはおっしゃるとおりなんですが、一方ではやはり予算の決定がない限りは進めないというのも現実でございますので、そこは御理解を賜ればと思います。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。

ほかに。1番伊藤俊君。

○1番(伊藤 俊君) それでは、私からも2点ほどお伺いできればと思います。

まずは、9ページの前議員の皆様からも質問ございました新型コロナウイルス対応生活支援 応援券についてでございますが、大体質問のやり取りで内容は分かったんですけれども、ち よっと私のほうからは、今開始時期それから利用期間のほうは企画課長から示されました。 やはりいち早く開始するべきものというふうに考えはあるんですが、逆に今回3,000円と 2,000円に分かれて券を発行するということも伺いましたので、実際その2,000円の部分で理 解的には町内店舗どこでも使えるみたいな、応募があった事業は使えるという御説明だった と思うんですが、その応募というのは商工会連合会入ってない事業者さんの応募というのは、 これから開始されるという理解でいいと思うんですけれども、その周知の仕方というか逆に 応募の締切りがあるのかどうかも含めて、その辺ちょっとお伺いできればと思います。

そしてもう1点目が、11ページのこちら商工費の関連なんですけれども、今回先ほどの御説明では6事業所を対象とした国の補助事業を採択された事業所に対する補助金ということで先ほど説明あったんですけれども、国のどの補助事業なのかという部分を確認できればと思いますので、御答弁お願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 企画課長。

- ○企画課長(佐藤宏明君) それでは、現時点で想定しているという内容になるんですが、その 2,000円の部分につきましては言い方とすれば「共通券」になるのかなと思っています。要するに、3,000円の商品券と一緒に使っていただけるということなります。当然上乗せで使っていただいても構わないですし、その応募というのは町内にある店舗の皆さんにこれから募集をかけさせていただいて、一定期間の募集期間のうち応募があったところについて「使えますよ」ということ。これは、町民の皆さんにもお知らせをしていかないといけないということになりますので、やはり一定の期間、そんな長くというわけにはいかないんですが、募集をさせていただいて決定をして、使えるお店についても皆さんに周知をしていくと。先ほど申しましたとおり、できるだけ10月1日から使えるような手続を早急に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(星 喜美男君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(宮川 舞君) 御質問のありました国の制度名ということですので、こちらは 中小企業等事業再構築促進事業となっております。こちら、今回の名前に合わせた形になっ ております。

以上です。

- ○議長(星 喜美男君) 伊藤俊君。
- ○1番(伊藤 俊君) 町民の皆様の気持ちとしては、もちろんその町内の商工会に加入している皆様のところへ消費を落とすという目的もありつつ、やはりいろいろ質問あったようにどこでも使いたいなということも希望されているかと思いますので、これは例えば具体的な名前はここで申し上げませんが、スーパーさんであったりとか例えばホームセンターとか、そちらも事業所の応募があればそれも使用可能となるのか。その応募あった際に、やはり町民皆さんにお知らせする際に、かなり数が増えた場合に逆に分かりづらくなるのかなと、それも心配するんですが、それに対して何か周知の方法で考えている部分があればお聞かせいただければと思います。

また、今商工観光課長から答弁ありました事業名なんですけれども、逆に6事業所で既に決まっていらっしゃる理解でいいのか、これからなのかという部分と、あとはもし決まっていた場合の話だったんですけれども、どのような例えば業種の方がどのような業態転換を考えているのか。ちょっと具体的に会社名は明かせないまでも、何か町内でそういう動きがありますというのを商工観光課のほうで把握されているかどうか、その辺をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 対象店舗の考え方については、議員お見込みのとおりというふうに 私も想定しているところでございますのでよろしくお願いしたいと思いますし、周知につき ましては当然まず御手元に商品券をお届けするということになりますので、その際にはしっ かり対象店舗のお知らせをさせていただくということですし、使い方についてもできるだけ 分かりやすい説明をさせていただきたいと思います。

なお、あと使用できる店舗についても一定の掲示をするとか、そういったことで町民の皆さんが分かりやすく利用できるような仕掛けはつくっていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(星 喜美男君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(宮川 舞君) 御質問のありました件なんですけれども、6事業者に関しては 決定ではありません。ただ、中にはもう国の採択をいただいている事業者もあるんですけれ ども、そのほかにつきましては実は申請の際に地元商工会さんのほうに書類申請、書類作成 の相談をされている事業者の件数を見込みとして入れさせていただきました。

それから、事業の内容についてなんですけれども、こちらは再構築ということで、またある 一定の事業者が全く別の新しいことをするというだけではなくて、事業拡大のほうにも再構 築ですので適用されますので、いずれも新たな新商品の開発というのが多いかなというよう な印象を受けております。

以上です。

- ○議長(星 喜美男君) ほかにありますか。10番今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、前委員も聞いていた参考資料9ページの中小企業等への支援ということで960万円、内容的にはさっきのやり取りでほとんど分かったんですけれども、まだ議決を得ない段階なんですけれども会社名云々じゃなくて、例えばの話なんですが漁業関係とか加工関係とか商業関係とか、あと宿泊業関係とかいろいろ分野があると思うんですけれども、お答えできる範囲でその業種を我々議決するほうとしては確認させていただいてもいいのかなというそういう思いがありますので、そちらのほうの答弁お願いしたいと思います。

あともう1点は、参考資料9ページの学校給食への支援ということで550万円出ているわけなんですけれども、賄い材料費が高騰しているというそういう状況下の中での支援なんでし

ょうけれども、実際データとしてあるんでしたら賄い材料費どれぐらい高騰しているのか、 もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、最後もう1点は、再三何人もの議員が聞いていた地域商品券について伺いたいと思います。参考資料8ページの1番の説明というかには、「町内業者を支援するため」とそういうふうにうたってあります。それで今回説明からすると、2,000円の全国区というんですか、あと3,000円分で町内分というそういう方向で予定しているということですけれども、私は町内の事業者とした場合は、やはり地域でお金を回すという観点も、私は再三言っているんですけれども大切だと思います。

そういった思いから、この町内の事業者という捉え方ですが、どのように捉えたのか。その中には、再三前議員の方たちが言っていたように「使いたい店が見当たらない」と言ったら失礼なんですけれども、そういった部分があったというふうに聞いていたんですが、そこでさらにこういった券を発行する場合に、どうして外の資本の店で使いたがるのかと、そういうところの分析なり何なりも必要だと思います。

そこで、今回また店を応募するということなんですけれども、やはり町内でも使いたいと思 わせるようなそういった店もいろいろこうあたって開発していく必要があると思うんですが、 その点伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(宮川 舞君) 6軒の詳細の業種ということですので、こちらについては、加工業、それから宿泊業、あとは商工業という形になっております。
- ○議長(星 喜美男君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(芳賀洋子君) 学校給食の支援についての御質問についてですが、物価の上昇率につきましては4月から6月の賄い材料費の実績をもとに算出しまして、物価上昇率は1.12ということで算出した結果が、今回の550万円の不足ということで見込みました。
- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 商品券の部分について答弁をさせていただきます。

まず、今回の地域事業者への支援という部分については、これは商品券を使っていただくということになりますので、要は店舗というふうな概念になるのかなというふうに考えてございますので、町内に店舗のある事業所というふうにならざるを得ないのかなというふうに思ってございます。

それで、御質問の消費行動の分析等も必要ではないかということなんですが、そうなります

と視点がやっぱり変わるんだと思います。この商品券を使って地域を支援していくスキームの一番分かりづらいところが、手続に消費活動がどうしても入ってくるという部分なんですね。直接的に店舗への支援ではなくて、消費活動を通して地域経済を活性化していくというスキームになりますので、どうしても視点が生活支援という部分に移らざるを得ない部分が出てくるんだというふうに思います。

そういった面で、再三にわたり「ニーズに対して対応できていないんじゃないか」というような御質問を頂戴するんだろうというふうに思ってございますが、このスキームの最大は地域事業者への支援という部分がメインになってくるということでございますので、そこは御理解を賜りたいというふうに思いますし、できるだけ制度の枠の中でそういった消費のニーズにも対応するということで、今回は2,000円という枠を設けさせていただいたということでございますので、その点も御理解をいただければというふうに思います。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 1点目の中小企業等への支援なんですけれども、先ほどの説明ですと加工業、あと宿泊、観光でしたっけ、(「観光」の声あり)観光ということで大体分かったんですけれども、こういったやつの先ほど言ったような再構築なのか新たな取組なのか、その辺の割合がもしお分かりでしたら、どこがどうのっていうんじゃなくて全体的な形で新たな取組をしているものが多いのか、それとも今までやってきたやつの再構築分が多いのか、その所見っていうか、その辺お分かりでしたら伺いたいと思います。

あと学校給食に関しては、約1.12%上昇ということで分かったんですけれども、今後こういった550万円支援というか補助することによって、これも地域経済への対応ということなんですが、そこで地元産材等の購入等はこういった補助を機会により多く使えるような形で進めていけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと地域商品券に関しては、課長の先ほどの答弁で大体分かったんですけれども、消費活動をメインにということで店舗への支援というそういう答弁ありました。そこで、再三商品券をそのまま使いたい、外資本のお店で使うことそれが一番なのかと思うんですが、それとは逆な視点というか使い方で、その5,000円の分をリストにある中のいずれかで使って、買えた5,000円というのもおかしいですけれども、その分を外販っていうか外資本で使うというそういう方法もあると思いますので、そのためにはなるべく選択肢を地元資本の事業所になるような、そういった仕掛けも必要だと思うんですけれども、その点分かりづらいと思うんですが伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(宮川 舞君) 申請内容ですね、新規か再構築かという御質問だと思うんですけれども、業種を変えて新たな事業を予定しているのは1件です。そのほかについては、再構築となっています。ただし、この中でこれから申請されるところもございますので、あくまでも見込みということで回答させていただきます。
- ○議長(星 喜美男君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(芳賀洋子君) 学校給食へ地場産品をということだったと思うんですけれども、今までも南三陸町で調達できる100%のものですとか、あと県内のものも使いましてなるべく地元というところを意識しながら食材の調達をしていくんですけれども、どうしても量の部分ですとか価格の部分ですとかそういったことが絡んできますので、なかなか全部を地場産品ということにはいかないんですけれども、今回のこの補正の部分についても当然ながら地元で調達できるものは地元のものをということで考えています。
- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) すみません。町外資本への効果の流出みたいな部分のお考えが、私はちょっと理解できかねる部分があるんですが、これまでも御説明したとおり基本的には議員も御質問したとおり、地域内への循環というのが一番なんだろうと思います。ですので、地元の商店に十分その効果が波及できるように、今回そういう処置をとらせていただきながらも、一方で再三御質問いただいたとおり住民の皆さんのニーズもあるんだろうということを勘案して、今回はその2通りの券面を発行したいということを提案させていただいたということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 最後の商品券について伺いたいんですけれども、先ほど前議員も言っていたような今後新たに使える店をあれするということだったんですが、そこで周知の方法なんですけれども、例えば来年の1月31日まで使えるということ、そういう予定で進めるわけなんですけれども、新規に使ってほしいという店を募集するときに期限等をどのように考えているのか。例えば11月頃になって、どこかで「うちでも使えるようにお願いしたい」となった場合は可能なのかどうか。もし可能でしたら、そういった際には資料等は多分10月に一覧とか配るでしょうから、そのほかの周知でよく以前やっていたような旗とか、シールとかですと、後で参入した会社というかお店も使えると分かるんじゃないかと思うんですが、その辺のところを最後伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 一定の周知をしていくということになると、スタート時点で出そろっているというのがやっぱり理想なんだろうというふうに思います。おっしゃる部分についてはですね、現在想定はしてございませんでしたので、この制度の詳細を設計する中でちょっと検討させていただきたいなと思います。

先ほども答弁しましたとおり、使える側のお店に対しても、「きちんと使えますよ」という やっぱ周知が必要だというか、お知らせですか。例えば、おっしゃるとおりのぼり旗みたい なものを用意するとか、店舗の入り口に表示をするとかそういったことは当然必要だと思い ますので、それを見た皆さんが使えるんだということがもしはっきり分かるというような仕 組みができるんであれば、そういったことも当然検討したいなと思いますが、基本的には10 月1日にお知らせできるような内容で募集をして進めていきたいというふうに考えてござい ます。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますのでこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長(星 喜美男君) おそろいですので、再開いたします。

日程第 5 議案第 1 9 号 令和 4 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(星 喜美男君) 日程第5、議案第19号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)を議題といたします。 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第19号令和4年度南三陸町公共下水道事業 特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計の消費税返還に係る所要額を計上したものであります。細部につきましては、上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) ちょっとその前に、保健福祉課長、環境対策課長、商工観光課長。建 設課長、教育長、教育委員会事務局長が退席しております。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

〇上下水道事業所長(糟谷克吉君) それでは、議案第19号令和4年度南三陸町公共下水道事業 特別会計補正予算(第2号)について細部説明をさせていただきます。

補正予算書16ページ、17ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれの総額に914万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,184万9,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について御説明をいたします。21ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。 6 款 1 項 1 目繰越金は、令和 3 年度からの繰越し額を914万5,000 円補正するものでございます。

次に、22ページを御覧ください。歳出でございます。 1 款 1 項 1 目下水道総務管理費の22節 償還金利子及び割引料140万2,000円の補正は、行政報告で報告いたしました令和 3 年度下水 道事業会計で消費税中間納付 2 回目分の職員による私費立替分を当該職員へ返還するため補 正するものでございます。返還額・立替額でございますが、140万1,200円でございます。

4款予備費は、歳入歳出の調整額として774万3,000円増額するものでございます。

以上で細部説明を終わりますが、このたびの不適正事務につきましては深く反省をしております。今後このようなことが二度とないよう管理監督に努め、何でも相談できる課の環境を整えまして、適正な事務を遂行してまいりたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いたします。

- ○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 10番今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、21ページなんですが繰越金を補正するという事務処理というんですか、そこは普通繰越金だと年度年度で繰り越されたのが、これだと前年度分の繰越しに相当するんじゃないかと思って、もしかすると別の項目で充てるのが適正のような気がするんですけれども、そこのところは今回のこの歳入の繰越金のあれは大丈夫だとは思うんですけれども、そこをお聞かせいただきたいと思います。

あと、次のページ22ページなんですけれども、先ほどの説明で分かったんですがそこで900 何万円ということなんですが、内訳を見ると補正前は150万円でそれに770万を足して約920万 円ということなんですけれども、実際仮払いというか職員の方が負担した金額はこれから見 ると900万円なのかどうなのか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(糟谷克吉君) まず1点目歳入でございますけれども、本来であれば令和 3年度の決算が確定してからということが原則でございますけれども、既に決算審査等も終 わってございますので、歳入ということで今回計上させていただきました。

予備費の770万円ということでございますけれども、職員が立替えたのは先ほど申しましたとおり140万1,200円、これは3年度分の第2回目の中間納付(3月期)になりますけれども、令和4年の3月に納めなければならなかった第2回目分140万1,200円を立替えしたものでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) ではこの歳入というか、繰り越す部分の勘定科目はこれで適正だという ことで、そういった説明で分かりました。

2件目の実際の立替えて払った分は140万ということで、これも分かりました。私全然分からなくて900万円、1,000万円近く立替えたのかなと思って、そういった思いでしたので、以上のとおり理解しました。

- ○議長(星 喜美男君) ほかに。5番後藤伸太郎君。
- ○5番(後藤伸太郎君) 行政報告でも報告がありましたが、なぜそんなことが起こるんだろうというのが率直な感想です。予算上返還するということは、「まあ、そうでしょうね」ということなんですけれども、なぜそういう勘違いが起こってしまったといいますか、要は「このままじゃ払えない」「何とかしなきゃ」「払っちゃえ」ということだと思うんですけれども。

もともと会計の下水道の会計処理上消費税の納付は別にその令和3年度から急に始まったわけじゃないはずで、通常払っていたわけじゃないですか。となれば、ここから出すんだよと

いう財布といいますか、予備費であったり勘定科目なりがあったと思うんですが、3月に消費税の追加納付の2回目をしようという段になってその方がなぜ慌てて自分の財布から出さなければいけないような事態に陥ってしまったのか、その原因をはっきりさせないと。また、できれば再発防止として「これからは、ちゃんとここから出してね」と職員の皆さんに周知するということまでやって、初めて今回のこの事例が教訓として生きていくと思うんですが、先ほどの説明ですと「そういうことがあったので、すみませんでした」「戻します」で終わり。終わりじゃ駄目だと思うんですよ。「今後こうします」も欲しいんですれけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(糟谷克吉君) 経緯から申し上げます。経緯といいますか、最初に下水道 事業会計の消費税の確定申告、それから納付についてちょっと触れさせていただきます。

会計年度が終了した翌年度の9月、ですから今回の事案は令和3年度に起きた事案ですけれども、令和2年度の消費税を令和3年9月に確定申告ということで税務署のほうに申告をします。前の年が400万円以上の納税であれば、年3回の中間納付が義務づけられています。令和3年度に申告をした令和2年度分の額が400万円を超えていましたので、本来は1回目が令和3年の12月、2回目が3月、そして3回目は令和4年6月になります。令和3年度の確定申告は令和4年の9月というふうに流れていきます。

その担当した職員は、ちょうど令和3年度から下水道担当になりまして、9月の申告の際前年度の申告を参考にして申告書をつくったわけですけれども、たまたま令和元年度分については400万円を下回っていたと、納税額が。そのために、令和2年度分の中間納付は1回だけだったんですね。令和3年の9月に令和2年をやったんですけれども、令和2年度に中間納付をする場合は前の年が400万円以下でしたので1回だけで済んでいたということで、令和3年度になって自分が申告をして、そのときに申告でちょっと誤りがあって、自分が納税額を出す際に中間納付をした後の金額が年間の納税額だと勘違いしたんですね、400万円以下だったために、令和3年度も中間納付は1回だろうということで、令和3年の12月に中間納付1回目が来ました。税務署では400万円を超えていますので3回ということで1回目を町のほうに納付書を送ったと、12月。職員は、1回しかないものだとその時点で思ってしまったんですね。3月・6月はないだろうと。予算も、12月に納付した段階で予算はもうなくなっていた。3月に納付書が届いて驚いたということで。

職員聞き取りをしましたけれども。自分のミスであったということで「何で相談しなかった

んだ」ということを話しましたけれども、「納期がもう3月末日ということが頭にあって、ちょっと相談できなかった」ということで、3月31日に私費で納入したということでございます。引継ぎ等もうまくいってないような状況でございましたので、今後につきまして課長と補佐なりにその辺の注意点なども引き継ぐような体制を取ったり、また先ほど来出ていますけれども相談できる環境づくりというふうなところで、努めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 後藤伸太郎君。
- ○5番(後藤伸太郎君) よく分かりました。令和元年度と令和2年度の事情がちょっと違ったので、要は前年度同じような処理をしようとしたらそうじゃなかったと。そのあたりが、まさにいろいろな事務処理の問題に共通して出てきているところだと思います。補助金の不正流用にしても、監査からの勧告に「前例踏襲に陥るな」ということがあったと思います。まさに去年と同じでいいんでしょうと思っていたら、制度そのものをちゃんと理解していなかった。消費税の額によって納付回数が変わるんだよということ、きっと調べればものの本に書いてあるんだろうと思いますが、それを去年と同じような処理をしようと。見ているところがちょっと違うんだろうと思います。

しかも、あまつさえ「すみません」「1回じゃなく3回でした」と課長に言えば「そうなの」とどうにでもなったような話だと思うんですけれども、自分で処理をしてしまったという。これはだから、大変生きた教訓になり得る部分だと思いますので、「引継ぎが云々」ということよりもそれ以前の事務を処理していく、進めていく上での基本だろうと思いますので、今回その議案に上がってきましたので、あえてここまで言及しますけれども、再発防止を取っていくのは事業所だけではなくて、行政全体の皆さんに共通する部分だろうと思いますので、ぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 和解について

- ○議長(星 喜美男君) 日程第6、議案第17号和解についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第17号和解について御説明申し上げます。 本案は、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金を不正に私的流用した件に係る町 への弁済に関し、その相手方と和解することについて地方自治法第96条第1項第12号に基づ き、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

- ○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) それでは、議案第17号の歳入について御説明を申し上げます。 よろしくお願いいたします。

初めに、議案書の1ページ目を御覧願います。議案第17号につきましては、議案書に数字の1として記載の相手方個人とにおいて、2、事案の概要として記載のとおり本町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に関し、その不正流用を行ったとされる本人による弁済並びにその弁済について受け入れることを和解として整理し、地方自治法の関係規定に基づき付議いたすものでございます。

議案書に数字の3番として記載の和解の内容、その具体につきまして議案書の2ページ及び3ページ目に照らし御説明を申し上げます。

議案書2ページ目を御覧ください。和解の内容に当たる債務承認弁済契約の内容につきまして、逐条的に御説明をいたします。

まず、第1条であります。相手方が不正に私的流用をした金額について、双方1,528万8,176 円であることを認めるといった内容でございます。

続いて、第2条において相手方は不正に私的理由をした金額について町に対し、弁済の義務を負うといったことを認めるといった内容でございます。なお第2条のただし書きにおきましては、この契約の締結後弁済することと約した額のうちに、相手方の負担によらず回復されるべき部分があるとなった場合につきましては、具体として申し上げますと町側の手続の瑕疵等に起因する損害、そうしたことが認められました場合にはその部分については返済を要しないといったことについて定めているものでございます。

次に、第3条であります。実際の弁済の方法等について定めている内容でございます。第1 号において9月の末日までに280万円を一括して支払うこと。第2号においては、本年10月から令和14年の8月まで毎月3万円ずつ支払うこと。第3号においては、令和14年の9月に残金に当たる金額を支払い、完済とするといった旨を定めているものでございます。なお第4号においては、第3号で定める残金の支払いに関し、期限の前月となる令和14年8月までに町と相手方により改めて協議することができるといったこととしているものでございます。

続いて、第4条であります。相手方が支払いを怠った場合について定める内容でございます。 1点目としましては9月末日までの初回となる支払いに関し、また2点目といたしまして毎 月の支払いに関し、いわゆる約定弁済を怠った場合における期限の利益の喪失について定め ているものでございます。

続きまして、第5条であります。この契約の締結後における公正証書の作成について定め、 また第6条では先ほど申し上げました第2条ただし書に該当する場合におきましても、公正 証書を作成するといったものについて定めているものでございます。

2ページ目の最下段となる第7条におきましては、今般の不正流用事案に関し、この契約に 定める以外には何らの債権債務を有しないといったことを相互に確認するといったものでご ざいます。

なお、続く議案書の3ページ目におきましては契約の成立の旨、そういったものについて定めるものであって、末尾の乙欄には相手方から署名かつ押印をいただくといったことで予定しているものでございます。また、この契約書内容の全てにつきましては、相手方に確認を求めてございまして、その了解をいただいております。

続きまして、議案関係参考資料を御覧願います。

議案関係参考資料の4ページを御覧ください。この4ページの内容につきましては、さきの特別委員会の際にもお示しをしているものと同様のものとなります。当該補助金の交付総額1,860万円から、支払いの相手方が確認できているもの並びに協議会の通帳、具体にはJAさんに開設している通帳となりますが、そちらへの残金、それらを差し引いた金額について不正流用分として整理しているといったものでございます。

続いて、議案関係参考資料 5ページ目を御覧ください。 5ページ目には、いわゆる弁済計画 といったものについてお示しをいたしております。 令和 4 年度から令和14年度、年度として は11の年度となりますが、年数といたしましては10年の期間により記載のとおり弁済いただ くこととして予定するものでございます。 なお、令和14年 9 月の最終回の支払いにつきまし ては、先ほど申し上げましたとおり改めての協議を可能としているものでございます。

続きまして、議案関係の参考資料6ページ目を御覧ください。この6ページ目には、先ほどの契約書において用いました公正証書に関しまして、御参考としてお示しをさせていただいているものでございます。公証制度そのものについて、また公証人・公正証書及び強制執行認諾条項について個別に説明をさせていただいております。この中で特に申し上げますと、公正証書の作成、その目的及びいわゆるメリットにつきましては、(3)の2段落目及び3段落目に記載のとおり執行力を有するといった点でございます。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 なお、本案については議会運営委員会の協議において特別委員会に付託して審査を行うこと とされておりますことから、この本会議において行う質疑については総括的な内容とし、細 部にわたる個別具体的な質疑については、特別委員会で行うことが適当であるとされており ますことに留意をお願いします。

それでは、総括的な質疑をお願いします。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、町補助金の不正流用問題 に関する調査特別委員会に付託し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。

よって議案第17号は、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時35分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長(星 喜美男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会に付託し審査を行っていた議案第17号については、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長から御手元に配付したとおり委員会審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会に付託し審査していた

本件について委員会審査報告書が提出されたことを受けて、本会議において審議を進めるに 当たりましては改めて議案第17号を議事日程に追加する必要があります。この際、議案第17 号和解についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号和解についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。職員をして、追加日程を配付いたさせます。配付し終わるまで、そのまま お待ちください。

午後3時06分 休憩

午後3時07分 再開

○議長(星 喜美男君) 再開いたします。

企画課長、上下水道事業所長が退席しております。

追加日程第1 議案第17号 和解について

○議長(星 喜美男君) 追加日程第1、議案第17号和解についてを議題といたします。

本案については、既に提出者の説明及び質疑が終了し、また先ほど報告したとおり原案可決すべきものと決定した旨の委員会審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告並びにこれに対する質疑は、町補助金の不正 流用問題に関する調査特別委員会が議長を除く議員全員による特別委員会でありましたこと から、これを省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告並びにこれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) 今回の和解案は、債務承認弁済契約書において約1,500万円認めると1 条にあり、さらに2条で1,500万円の連帯の義務を負うことを認める。ただしとあり、1,500 万円の中で相手方の負担にならない回復されるべき金額が町により定められたとき、1,500万 円から差し引いた金額を支払うというような内容です。本来ならば、和解案として相手方が 支払うべき本来の金額を表示できる状態での和解が妥当だと思います。

12月の委員会での町の顧問弁護士による意見書には、町と協議会がほぼ一体化しており、今回の不適正な補助金交付における町の責任は極めて重大である。町の責任の大きさ、町が協議会及び相手方に対して請求するに当たって過失相殺、あるいは信義則の観点から請求額はそれぞれ最大でも2分の1にとどめるべきであろうということが言われています。そこで、今回の和解案では私的流用した金額に対し「使った者が悪いので、全額やむなし」という状況の中、後日見直される返済額が2分の1軽減されればよいものの、見直される額が2分の1以下、少なければ少ないほど、相手方の余分な責任負担になると思います。

このような形での和解案には、せめて町の監査報告を待ちその内容を互いに考慮した上、改めてしっかりとした債務承認弁済契約書を締結させるべきという思いから、本案に対し反対とさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎君。
- ○5番(後藤伸太郎君) それでは、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど特別委員会で申し上げた内容と重複する部分もあると思いますけれども、やはり和解 案ということを鑑みれば、当事者同士の意思がどこにあるのかということを最大限尊重すべ きであろうというふうに考えております。

議決案件であることを鑑みましても、町民の視点に立っても今回の事案で不正流用された公金であります、町民の皆さんが負担しているお金を不正に流用した当人がその事実を認め、 弁済しよう、1日も早く弁済を始めたいというその意思は、どの立場からみても尊重されるべき内容であろうというふうに考えており、今回の和解案に反対しなければならない理由はないものというふうに考えております。

また、顧問弁護士の意見の中に、「それぞれ町の責任、個人の責任、2分の1相当」という 意見もあったというふうには私も理解しておりますがそれは1意見でありまして、町の監査 委員が町の責任に関して慎重に議論をしている今の現状は、至極当然のことであります。 早々に結論を拙速に出すべき問題ではない。その結論を待たずに、弁済を1日でも早くスタートさせたいという当該個人の意思を尊重するためにも、この本会議においては和解案を速やかに成立させて、次のステージへと前向きに進んでいく力を当人、それから町に対して与えるべきではないかというふうに考えますので、私は賛成の立場から討論させていただきます。

○議長(星 喜美男君) ほかに討論はありませんか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を起立により採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[「賛成者起立]

○議長(星 喜美男君) 起立多数であります。よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第7 議員派遣について

○議長(星 喜美男君) 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、御手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度南三陸町議会8月第2回会議を終了いたします。

これにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時19分 散会